

令和4年度第7回坂戸市教育委員会会議議事録

1 開会及び閉会に関する事項

開会 令和4年10月18日(火)午後2時30分 安齊教育長

閉会 令和4年10月18日(火)午後2時43分 安齊教育長

2 開催場所

坂戸市役所401会議室

3 出席委員

1番 小川 一信(教育長職務代理者) 2番 蓼沼 康子

3番 松井 正樹 4番 毛利 陽子

5番 安齊 敏雄(教育長)

4 議事参与者

教育部長 宮崎 勝

教育部長 太田 國夫

教育総務課長 岡本 行弘

学校教育課長 小峰 大吾

スポーツ推進課長 仲島 昭靖

図書館長 勝俣 敦

学校教育課副課長 野口 潤也

スポーツ推進課副課長 宮崎 格

書記 藤野 陽介

5 会議の概要

【日程第1 議事録の承認について】

<前回の議事録は、全員異議なく原案のとおり承認されました。>

(署名 10.18 教育長、毛利委員、藤野書記)

【日程第2 議事録署名委員の指名について】

教育長 日程第2 議事録署名委員は、小川委員を指名いたします。

【日程第3 報告事項について】

教育長 日程第3 報告事項に移ります。(1)教育長報告をいたします。私から報告を申し上げます。

9月28日には定例の校長会に加え臨時の校長会もございました。内容は、前回の教育委員会会議でお認めいただいた令和5年度当初の人事異動方針等の説明です。いよいよ来年度の人事が始まったというところです。校長先生方には丁寧なヒアリングを行うようお願いいたしました。次に、29日には「第2回坂戸市スポーツ推進審議会」を開催しました。令和6

年度から始まる「第2次坂戸市スポーツ推進計画」の策定に当たり、スポーツ全般に対する市民の意識を調査するためのアンケート調査の内容について審議いたしました。市内16歳以上の市民約2,000名を無作為抽出しアンケート期間は11月1日から30日までを予定しております。次に、今月6日に「デフリンピック」という世界大会で空手女子型と組手の2種目で金メダルを獲得した市内在住の小倉涼さんの市長表敬に同席しました。デフリンピックとは聴覚障害のある人が対象の国際大会で「ろう者の五輪」とも呼ばれ、夏季大会、冬季大会がそれぞれ4年に一度開催され、今年の夏季大会は、5月にブラジルで行われましたが、次の2025年度の大会は東京で開催されることが先月決まったと聞いております。小倉さんには、ぜひ大会連覇を目指して頑張ってくださいと思っています。次に11日に「坂戸ロータリークラブ寄附寄贈式」がございました。ここ4年程は、ロータリークラブからは中学校に跳び箱を贈っていただいております。市の財政逼迫の折、大変ありがたく思っております。次に、今月3日、12日、17日と西部教育事務所の指導訪問が続いておりますが、それに合わせて、私も各学校の授業を見て回っております。どの学校も子どもたちは大変落ち着いているとともに先生方もこの夏各教室に入った電子黒板を一所懸命に使ってくれていました。子どもたちのタブレットと同じで、使用回数を増やして慣れていただくのが肝要と思っております。最後に、昨日17日には坂戸中学校陸上部3年生の須田結月さんが100メートルハードルの県大会で優勝し、全国大会に出場したことによる市長表敬訪問がありましたので、同席いたしました。まだハードルを始めて1年と聞いております。高校でも陸上部に入り1年からインターハイに出場したいという夢を語ってくれました。今後の活躍を期待したいところです。以上です。

教育長 質問等がありましたら、お願いします。

(なし)

教育長 (2) 臨時代理の報告について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長 臨時代理の報告について、坂戸市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について、別紙のとおり臨時に代理したので報告します。

補足説明をいたします。別紙臨時代理書をご覧ください。本件につきましては、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例による職員の育児休業等に関する条例の一部改正等により、育児休業及び子の出生の日から57日以内における育児休業（産後パパ育休）を原則2回まで取得できること等とされました。このことにより、埼玉県立学校職員服務規

程が一部改正され、子の出生の日から57日以内における育児休業の請求期限が変更されたこと等を踏まえ、別紙のとおり所要の改正を行うものであります。本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号「教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。」に該当し、教育委員会が教育長に委任できない事項となるため、本来であれば教育委員会会議の議決により決裁しなければならない事項であります。施行日が10月1日であり、9月中に改正する必要があったため、同法第25条第1項及び坂戸市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、同法第25条第3項及び同規則第4条第2項の規定により、教育委員会会議に報告するものであります。説明は以上です。

教育長 御質問等がありましたら、お願いします。

(なし)

教育長 他に、各部課長から報告事項がありましたらお願いします。

(なし)

教育長 ほかにないようですので、以上で報告事項を終わります。

【日程第4 その他】

教育長 御意見などございましたら、お願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上をもちまして、令和4年度第7回坂戸市教育委員会会議を閉会いたします。

<令和4年度第7回坂戸市教育委員会会議閉会>